農林水産物・食品の輸出促進について



2021年9月9日

農林水産省

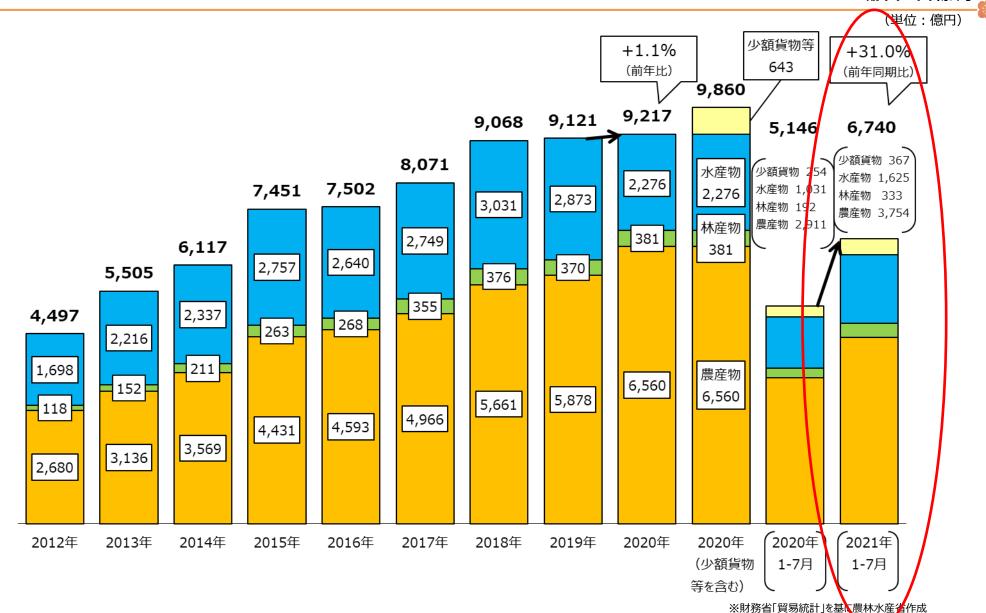
大臣官房審議官 道野 英司

要約

- ・国内市場が縮小する中、農林水産業・食品産業の輸出を支援
- ・HACCPは食品安全管理の「見える化」、「最適化」のツール、グロー バルスタンダード
- ・輸出にはHACCP対応に加え、様々な上乗せ規制への対応が必須
- ・輸出に対応しつつ、国内制度のあり方を検討

農林水産物・食品輸出額の推移

農林水産省 輸出·国際局



注:2020年1-7月及び2021年1-7月の輸出額にある「少額貨物」は、各年1-6月累計の少額貨物輸出額

2021年の農林水産物・食品 輸出額(1-7月)品目別

農林水産省 輸出·国際局

		金 額	前年同期比
	品目	(百万円)	(%)
	加工食品	256,059	+29.5
	アルコール飲料	66,58 9	+82.1
	日本酒	20,951	+94.1
	ウィスキー	30,462	+95.8
	焼酎(泡盛を含む)	860	+ 43.4
	ソース混合調味料	23,423	+20.4
	清涼飲料水	22,935	+19.1
	菓子(米菓を除く)	11,287	+37.3
	醤油	5,056	+29.1
	米菓(あられ・せんべい)	3,163	+34.7
	味噌	2,508	+16.7
	畜産品	59,626	+50.3
農	畜 產物	45,963	+52.0
7	牛肉	27,163	+115.2
産	牛乳·乳製品	13,980	+5.0
	鶏卵	3,137	+35.1
物	豚肉	1,041	+27.9
	鶏肉	641	▲ 44.7
	穀物等	29,937	+9.5
	米(援助米除く)	3,162	+4.3
	野菜・果実等	26,732	+36.8
	青果物	16,585	+45.9
	りんご	6,677	+67.9
	いちご	2,939	+75.6
	<u>55</u>	1,327	+26.1
	ながいも	1,285	+13.0
	かんしょ	1,161	+24.6
	ぶどう	958	+19.1
	かんきつ	547	+69.9
	なし	23	+8.1

		金額	前年同期比
	品目	(百万円)	(%)
	その他農産物	69,147	+14.3
	たばこ	8,990	+22.8
	緑茶	11,311	+37.0
	花き	6,155	▲ 16.5
	植木等	5,146	▲ 23.3
	切花	890	+56.9
	林産物	33,333	+45.5
林	丸太	13,496	+49.0
産	製材	5,446	+55.0
物	合板	<u>4,293</u>	+49.6
	本製家具	2,955	+53.1
	水産物(調製品除く)	127,342	+38.6
	ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍等)	28,810	+85.5
	さば	17,238	+ 13 .2
	ぶり	13,863	+58.7
	かつお・まぐろ類	10,919	▲ 7.4
水	真珠(天然・養殖)	9,695	+242.2
3	いわし	5,181	▲ 12.1
産	たい	2,921	+31.2
<i>/</i> <u>-</u>	さけ・ます	1,844	+0.6
物	すけとうたら	1,182	+23.9
193	さんま	505	+39.8
	水産調製品	35,182	+18.3
	なまこ(調製)	8,960	▲ 7.8
	練り製品	6,049	+12.3
	貝柱調製品	3,262	+11.9
	ホタテ貝(調製)	3,214	+78.4

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要



1. 背景

- ・農林水産物及び食品の輸出拡大に向け、これまで日本食のプロモーション等の取組を実施。
- ・更なる輸出拡大のためには、<u>輸出先国による食品安全等の規制等に対応</u>するため、<u>輸出先国との協議、輸出を円滑化するための加工</u> 施設の認定、輸出のための取組を行う事業者の支援について、政府が一体となって取り組むための体制整備が必要。

2. 法律の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚労大臣、経産大臣、国交大臣、復興大臣を本部 - 員とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置。
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、<u>実行計画(工程表)の作成・進捗管理</u>を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。

Ⅱ 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった <u>①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定</u>について、主務大臣 (※) 及び 都道府県知事等ができる旨を規定。
- ※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。
- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。

Ⅲ 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

- ・<u>輸出事業者</u>が作成し<u>認定を受けた輸出事業計画</u>について、食品等流通合理化法及びHACCP支援法 (※) に基づく認定計画等とみなして、日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象とする。
- ※食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)及び 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)

IV その他

- ·令和2年4月1日から施行。
- ・農林水産省設置法を改正し、本部の所掌事務を追加。
- ・Ⅱの輸出証明書発行の規定と重複する食品衛生法の規定を削除。

輸出牛肉の要件



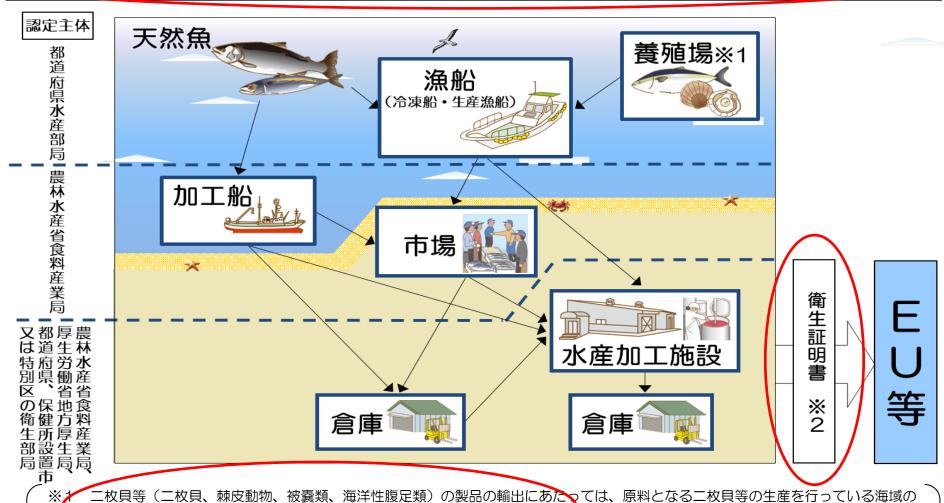
国 <i>/</i> 地域	施設に対する監督等	HACCPの検証 (枝肉の微生物検査)	残留物質等 モニタリング	人道的取扱い	相手国当局 による査察
米 国 カナダ 香 港 豪州 アルゼンチ ン**1	●厚生労働省によ る施設の審査・認 定	12 4 1 1 1 2 2	●抗菌性物質、駆虫薬、農薬、汚染物質●スピーシーズテスト	●けい留中の 給水・給餌 ●けい留時・ とさつ時の刺 激・苦痛の回 避	●FSISによる査 察(2年に1回 程度)
ΕU	●指名検査員による作業前、作業中の点検 ●地方厚生局による定期的な査察	●サルモネラ属菌 週1回5検体、連続30 週間(連続50検体で判定) ●一般生菌数・腸内細菌科菌群 週1回5検体、連続6 週間	駆虫薬、農薬、 汚染物質、 ●ステロイド、 ホルモン、カビ	●上記に加え、 動物福祉責任 者の設置	●保健・食品安 全総局による査 察

- ※1 アルゼンチンの残留物質等モニタリングは、EUと同じ項目
- ※2 米国、カナダ、香港、豪州、アルゼンチン向けのサルモネラ属菌検査は、管轄の食肉衛生検査所が実施
- ─※3 上記のほか、ドライランディングゾーン、リステリア対策、殺菌剤不使用(EU)などへの要対応

水産食品を英国、EU、スイス及びノルウェーへ輸出するための手続



EU等向けに輸出を行うためには、生産(養殖場、漁船)から加工・流通に至るまで、ELIの求める衛生基準を満たす必要がある。EU等向け輸出水産食品を取り扱う施設は、農林水産省食料産業局、厚生労働省地方厚生局、都道府県、保健所設置市又は特別区による認定を受けた後、国内で管理されるとともに、加工施設、倉庫、加工船、冷凍船については、EUへ通報される。



- EU向け生産海域としての指定及び貝毒等に関する海域のモニタリングの実施が必要。
- 養殖魚介類を原料とした製品の輸出にあたっては、動物用医薬品等の残留物質モニタリングの実施が必要。
 - 原発事故を受け、輸出にあたっては、産地証明書又は放射性物質検査証明書が必要。 違法・無報告・無規則(IUU)漁業対策のため、天然魚の輸出にあたっては、漁獲証明書が必要。



中国向け輸出水産食品に係る衛生要件の変更(2021)

- 中国向け輸出水産食品認定施設の登録要件及び検査のポイント(概要) -



項目	主な内容	
企業基本状況	輸入水産物海外生産企業基礎情報表への記入(施設名称、住所、 企業類型、登録製品の種類、養殖水産物の取扱、生産加工能力、 企業声明)	
企業の位置と作業エリアの 配置	施設の図面、施設周辺の写真、作業エリアの図面	
施設・設備	主要設備・施設のリスト、冷蔵冷凍倉庫の温度の設定条件	
水/氷/蒸気	水道関連施設(井戸、貯水槽等)、食品防護措置、生産加工水等 のモニタリング計画	
原料・副原料と包装材料	原料・食品添加物等の受入措置、養殖原料・貝類原料の管理、包 装資材の安全性、中国向け製品の製品ラベル	
生産加工の制御	製造工程図、危害要因分析、HACCPプラン、各工程の温度管理、 個別水産物の管理	
洗浄消毒	洗浄消毒措置、環境・生産過程における微生物モニタリング計画	
化学物質、廃棄物、そ族昆 虫の制御	化学物質リスト(使用・保管方法)、廃棄物の処理手順	
製品トレーサビリティ	製品トレーサビリティ	
従業員の管理及び研修	従業員の健康管理実施体制、年間研修計画	
自主検査・自己制御	製品検査(検査項目、基準等)、検査体制	

主要国向け輸出施設数(輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定件数)

品目		輸出施設数	認定主体
		特別山川地市又 <i>安</i> 人	心促土俗
牛肉	アメリカ	15	厚労省
	EU等 ^{※1}	11	厚労省
	タイ	77	都道府県等
	マカオ	73	都道府県等
水産	アメリカ	519	登録認定機関 厚労省、都道府県等
	EU等 ^{※1}	95 ^{※ 2}	農水省 厚労省、都道府県等
	中国	1,133	厚労省、都道府県等
	ベトナム	724	都道府県

注:令和3年9月1日現在

※1:英国、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン(牛肉のみ)を含む

※2:最終加工施設のみ

新たな混合食品規制(2021年4月21日から)(概要)



- EUは、動物性加工原料及び植物性原料の両方を含む食品を「混合食品」として独自に規制 (ソーセージやかまぼこ等の畜水産物を主原料とした加工品は混合食品には含まれない)。
- 新規制では、
 - ① 対象となる混合食品は、FU認定施設由来の動物性加工原料を使用する必要。>
 - ② 対象となる混合食品は、温度管理の必要性及び動物性加工原料の種類により3つに分類され、輸出にあたり、公的証明書又は自己宣誓書の添付が必要。
- なお、混合食品の製造施設は、食品の衛生に関する規則※に基づき、HACCPに沿った衛生管理が必要。
 - Regulation(EC) No.852/2004

			製造施設のEU認定の要否		
	<u>分類</u>	品目(例)	最終製品 (混合食品)	動物性 加工原料	添付書類
	カテゴリーA ・ 温度管理が必要	だし入り味噌(冷蔵) 和菓子(冷凍)			/\ <u>6</u> \1=TΠΩ= 3
混合食品	カテゴリーB ・ 温度管理が不要 ・ 肉製品 ^(注) を含む	ラーメンスープ	不要 (HACCPに沿った	必要	公的証明書
	カテゴリーC ・ 温度管理不要であっ て、カテゴリーB以 外のもの	だしの素 めんつゆ 和菓子	衛生管理が必要)		自己宣誓書
(参考) 畜水産加工品 ソーセージ、かまほ		ソーセージ、かまぼこ	必要	5 7	公的証明書

(注) 肉製品には、肉エキスを含みますが、ゼラチンやコラーゲンなどは含みません。

中国向け輸出製品の製造等企業登録について

- ・中国政府は、令和3年4月12日に、輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求 める「輸入 食品海外製造企業登録管理規定」(税関総署令第248号)(以下、「新規定」という。)を公布。施行予 定は2022年1月1日。
- ・当該新規定によると、特定の品目について、製造等を行った企業を日本政府が中国政府に登録することが求められている。また、その他の品目については、企業自らが中国当局へ登録することが求められている。
- 1 対象となる企業(※施設毎の登録が必要)

中国国内向けに食品を輸出する製造、加工、貯蔵企業

(食品添加物、食品関連製品の製造、加工、貯蔵企業は除く)

2 日本政府による中国政府への企業登録が求められている品目

(ア) 肉及び肉製品^{注1} (イ)ケーシング^{注1}(ウ)水産物^{注2} (エ)乳製品^{注1}

- (オ)ツバメの巣及びツバメの巣製品(カ)ミツバチ製品(キ)卵及び卵製品^{注1}
- (ク)食用油脂及び搾油原料(ケ)餡入り小麦粉製品(コ)食用穀類
- (サ) 穀類製粉工業製品及び麦芽(シ) 生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類(ス) 調味料
- (セ) 堅果及び種子類(ソ)ドライフルーツ(タ) 未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆
- (チ)特別用途食品(ツ)保健食品

3 企業自ら中国政府に登録が求められる取扱品目

上記2以外の食品



原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃



・ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・ 撤廃される動き(規制を設けた54の国・地域のうち、40の国・地域で撤廃、14の国・地域で継続)。

規制措置の内容(国・地域数)		国•地域名
事故後の輸入規制を撤廃 (40)		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、 コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、 インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、 パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、 オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、 エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル、シンガポール
	一部都県等を対象に 輸入停止(6)	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
事故後の 輸入規制 を継続 (14)	一部又は全ての都道府県を 対象に検査証明書等を 要求(8)	E U 及び英国、E F T A (アイスランド、ノルウェー、スイス、 リヒテンシュタイン)、仏領ポリネシア、ロシア、インドネシア

- 注1) 2021年9月1日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
- 注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。
- 注3) タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施のうち

輸出環境整備推進事業

【令和4年度予算概算要求額 2,021(1,692)百万円】

く対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、**輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化、輸出手続の円滑化**、輸出に取り組む**事業者の利便性の向上**、 輸出先国が求める食品安全規制等に対応するための事業者の取組を支援します。

く事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

く事業の内容>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 511(451)百万円 政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析、外国政府の規制担 当官の我が国への招へい、輸出先国が求める植物検疫上の要求事項を満たすため の体制構築を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上

250 (180) 百万円 が道府県、登録認定機関等における、研修等による**実務担当者の能力向上**、 **人員の増強や検査機器の導入、証明書の発行場所の拡大に向けた体制整備等を** 支援します。

3. 生産段階での食品安全規制への対応強化

- 事業者による輸出環境課題の解決に向けて、
 - ア輸出施設のHACCP等認定
 - 畜水産物モニタリング検査
 - ウ インポートトレランス申請
 - 工 国際的認証取得・更新
 - 等を支援します。
- 生産海域の指定等に向けた基礎データの収集等を行います。
- 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
- HACCP認定施設の認定・監視等を行います。
- 既存添加物等の安全性を示すデータ収集等を行います。
- 輸出先国から求められる輸出事業者のリストの作成、管理を行います。

<事業の流れ>

委託、補助(定額、1/2以内)



民間団体等 (1、3の事業)

1,260 (1,061) 百万円

民間団体等

(2の事業)

く事業イメージン

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

【1.協議の加速化】



情報・科学的データの 収集・分析



研修等による実務 担当者の能力向上



証明書発行業務の 人員増強

【3. 生産段階での食品安全規制への対応強化】



国際認証の取得・更新 等の支援



畜水産物モニタリン グ検査等の支援



HACCP認定施 設の認定・監視等

[お問い合わせ先] 輸出・国際局輸出支援課(03-6744-2398)

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施のうち

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備 [令和4年度予算概算要求額 1,100(970)百万円]

く対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、食品製造事業者等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円「2025年まで]、5兆円「2030年まで])

く事業の内容>

- 1. 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設 (かかり増し経費) 及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。
- ① HACCP等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備
- ② 輸出先国のバイヤー等が求める I S O 、 F S S C 、 J F S C 等の認証取得 に必要な規格を満たすための施設・設備
- ③ 輸出先国のニーズに対応した製品を製造するための設備 等
- 2. 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサル費等の経費** (効果促進事業)を支援します。

く事業イメージ>







施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修

温度管理を要する装置・設備の導入



空気を経由した汚染の防止設備 (パーティション)の導入



パッキング設備の導入

<事業の流れ>

交付(定額)

1)(足缺)

都道府県等

1/2、3/10以内

食品製造事業者 食品流通事業者 中間加丁事業者等

「お問い合わせ先〕輸出・国際局輸出支援課(03-6744-7184)

輸出向けの生産を行う輸出産地の公表

- 、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(以下「輸出拡大実行戦略」という。)」では、「主として輸出向けの 生産を行う輸出産地を令和2年度中にリスト化」することとなっており、2月16日に23品目353産地のリストを公表。
- 今回、酒類3品目と合板をはじめとする、874産地が新たにリストに掲載され、輸出産地の合計は1,227産地となった。
- 今後、輸出産地において、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(以下「輸出促進法」という。)に 基づく輸出事業計画の策定を行い、国は計画実現のために、補助や融資等により支援。

○ 輸出産地の一覧

重点品目	公表産地数
牛肉	18産地
豚肉	5産地
鶏肉	7産地
鶏卵	6産地
牛乳乳製品	2産地、5社
果樹(りんご)	7産地
果樹(ぶどう)	5産地
果樹(もも)	6産地
果樹(かんきつ)	1 4 産地
野菜(いちご)	12産地
野菜(かんしょ・かんしょ 加工品・その他の野菜)	3 5 産地
切り花	7産地
茶	11産地
コメ・パックご飯・米粉及 び米粉製品	3 7産地

重点品目	公表産地数
製材	4産地
合板	8社
ぶり	7産地
たい	2 産地
ホタテ貝	2 産地
真珠	1産地
清涼飲料水	11社
菓子	4 6社
ソース混合調味料	10社
味噌・醤油	味噌20産地、39社
怀怕·西加	醤油23産地、47社
清酒(日本酒)	611者
ウイスキー	3 3者
本格焼酎・泡盛	186者

○ リスト化された輸出産地への支援

輸出産地のリスト化



輸出産地において1~複数の事業計画を策定

- 輸出量、輸出額の目標設定
- <u>上記目標達成に必要な資金額及び</u> その調達方法を検討

具体的には・・・

産地における機械設備の導入 ■ HACCP施設の整備等 ■ 流通合理化



国は当該計画が品目別・国別目標の課題解決 に必要かどうか判断



事業計画に基づき、国や 県は、補助金や融資により 支援

1

ご清聴ありがとうございました。

